

水産政策審議会資源管理分科会
第119回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第119回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和4年9月27日（火）13:30～15:55

場 所：農林水産省7階 第3特別会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第395号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐろ（大型魚）、くろまぐろ（小型魚）、さんま及びするめいかの別紙2の変更等）について

諮問第396号 特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

【審議事項】

- ・第8回資源管理手法検討部会の結果について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分及び配分量の融通について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第119回資源管理分科会を開催いたします。

私、6月28日付で管理調整課長を拝命いたしました斎藤です。本日、事務局を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、御案内でございますが、本日の会場は委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議での御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュート状態にしてください。また、音声途中で途切れることあるかもしれませんが、その場合は画面左側にあるチャット機能などで事務局にお知らせください。

なお、本日、故安倍晋三国葬儀が執り行われております。恐れ入りますが、農林水産省内では葬儀中の14時10分をめぐりに、館内放送により1分間の黙禱がアナウンスされ、その間、審議が中断することとなりますが、あらかじめ御了承くださることをお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会の委員は、ウェブ出席を含めまして10名中8名の方に御出席いただいております。定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。また、特別委員はウェブ会議を含めまして16名中11名の方に御出席いただいております。

では、次に配付資料を確認いたします。お手元の封筒の中の資料ですが、まず議事次第がございます。その後に資料一覧がございます。資料番号といたしまして、資料1から順次資料6までございます。資料に不足や不備がございましたら、会議途中でも事務局にお申し出ください。

それでは、報道関係のカメラ撮りはここまでといたしますが、御協力よろしくお願いいたします。

なお、本日やむを得ない事情により、田中分科会長が御欠席となっております。水産政策審議会令第5条第5項の規定に基づき、当該分科会に属する委員のうちから分科会長が

あらかじめ指名する者がその職務を代理することとなっておりますので、分科会長代理である木村委員に議事進行をしていただきます。

それでは、木村分科会長代理、よろしくお願いいたします。

○木村分科会長代理 御説明ありがとうございます。

本日は、諮問事項が2件と、それから審議事項が1件、報告事項が2件あります。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速、これより諮問事項に移りたいと思います。

まず、諮問第395号、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐろ（大型魚）、くろまぐろ（小型魚）、さんま及びびするめいかの別紙2の変更等）についてです。

事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の永田でございます。私から説明させていただきます。

資料は2-1を御覧ください。

まず、諮問文を読み上げます。

4水管第2234号

令和4年9月27日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐろ（大型魚）、くろまぐろ（小型魚）、さんま及びするめいかの別紙2の変更等）について（諮問第395号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり改正したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料2-1、次のページ以降に別紙として告示の案、改正部分については新旧対照表の形のものがありますが、改正事項の内容については資料2-2、この右下のページでいうと13ページからでございます。この資料2-2で説明をいたします。

今回の基本方針の改正事項といたしまして3点ございます。

改正事項の一つ目としまして、「別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）」について、大中型まき網漁業（漁獲量の総量管理を行う管理区分）及び大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）における大臣管理漁獲可能量の未利用分の繰越しの見直しについて。

2番目としまして、「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）」におけるかじき等流し網漁業等での漁獲割当てによる管理の導入について。

3番目が「別紙2-4 さんま」の「さんま北太平洋さんま漁業」及び「別紙2-12 するめいか」の「するめいか大臣許可いか釣り漁業」での漁獲割当てによる管理に向けた漁業者自身による自主的な管理の導入について。

また、このほか修辭的な修正や必要な附則、これは施行日ですとか改正事項2に関連した準備行為について規定をする予定としております。

それぞれ改正の概要につきましては、次のページから資料に沿って御説明させていただきます。

まず、資料14ページですけれども、改正事項の1、これにつきましては、告示の案でいますと資料の7ページから8ページ、告示の案では10ページから11ページが該当するものです。

くろまぐろにつきましては、WCPFCにおいて漁獲上限の未利用分について、漁獲上限の17%までは翌管理年度に繰越しができるかとされています。国内の管理におきましては、

くろまぐろのTACは大臣管理区分及び知事管理区分に配分されて管理されており、それぞれの未利用分については大臣管理区分、都道府県ごとに当初配分量の10%を上限に、翌管理年度の配分量に繰り越すこととしています。

今回の改正は、この大臣管理区分の繰り越しの方法に係るものです。くろまぐろ（大型魚）につきましては、資料14ページ、表の1にありますとおり、資源管理基本方針の別紙2-2において五つの大臣管理区分を定めています。現在、各大臣管理区分における大臣管理漁獲可能量の未利用分は、管理年度の当初配分の10%を上限に翌管理年度に繰り越すことが可能とされていますが、今年度から大中型まき網漁業につきましては、漁獲量の総量管理を行う区分と分けて、新たに設けました漁獲割当てにより管理を行う区分がございます。

ただ、この大臣管理漁業の大中型まき網漁業割当てによる管理を行う区分につきましては毎年7月末日の漁獲可能期間終了後、発生した未利用の数量を国の留保に一度繰り入れて、速やかにくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）に追加配分することとしています。

このため、漁獲割当てにより管理を行う区分においては、管理年度の終了時にこの区分においての繰り越し可能な数量として未利用分が残らないというような規定と今なっているところです。このため、今般、大中型まき網漁業の漁獲量の総量管理を行う区分及び漁獲割当てにより管理を行う区分について、繰り越しの方法について見直しを行うこととしております。

資料15ページの改正事項の内容の（2）のところを御覧ください。

まず、見直しは2点ございます。

①のところですが、大中型まき網漁業の繰り越せる上限を、I Q管理と分ける前の、昨年までと同様にするために、大中型まき網の総量管理の区分で繰り越せる数量の上限を現行の大臣管理可能量の10%ではなく、総量管理の区分とI Q管理の区分の合計の10%とするというものです。

2番目といたしましては、この①により繰り越された数量のうち、前の管理年度において、I Q管理区分から追加の配分を受けた数量につきましては、I Q管理の区分に戻すということで、翌管理年度大中型まき網のI Q管理の区分に追加配分をするというものです。言葉ですとなかなか分かりづらいかと思うので、次の資料の16ページに具体的な数字の例を挙げておりますので、こちらを御覧ください。改めて具体的な数字で御説明いたします。

表2の上の段のところですが、当初の大臣管理漁獲可能量、総量管理の方が1,829.3トン、I Q管理の方が1,800トンだったといたします。そして、7月末のI Qの漁期が終わった時点での消化量が、総量管理の方が1,000トン、I Q管理の方が1,790トンだった場合に、この時点での未消化量としましては、総量管理の方が829.3トン、I Q管理の方が10トンとなります。

ここでI Q管理の方の未利用分を総量管理の方へ繰り入れるという形に現在なっておりますので、この時点で大中まきの総量管理の方は839.3トン未消化の分があり、I Q管理の方はゼロという状況になります。

この後、管理期間終了時、12月31日時点で大中まきの総量管理の方の漁獲が進んで、未消化量が400トンとなったと仮定いたしますと、どれだけ翌年度に繰り越せるかといいますと、それぞれ当初配分の10%を上限という規定になっておりますので、総量管理の方は182.9トン、これに対してI Q管理の方は未消化がゼロですので、繰り越せる数量はゼロというのが現在の規定でございます。

これを今回の改正では、まず繰り越せる数量、未消化量は総量管理の方だけに残っているわけですが、総量管理とI Q管理、それぞれの当初漁獲可能量の合計の10%まで繰り越せるということで、1,829.3トンと1,800トンを合わせますと3,629.3トンですので、362.9トンまで繰り越せるようにするというのがこの①、まず1点目の改正です。

2番目の改正は、この362.9トンのうち10トンにつきましては、I Qの漁期が終了した時点でI Q管理から繰り入れた数量ですので、このI Q管理の方で未利用だった分については、翌年I Q管理で使えるように繰り越すというようにするというので、翌年への繰越しが総量管理はこのケースでいうと352.9トン、I Q管理は10トンとするというのが今回の改正でございます。

まず、改正事項の1がここまででして、続いて改正事項の2について御説明いたします。資料17ページを御覧ください。

かじき等流し網漁業等での漁獲割当てによる管理の導入についてということで、告示の案でいいますと2ページから8ページ、右下のページ番号でいうと3から6ページが該当いたします。

資源管理基本方針の「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」、「別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）」では、それぞれ大臣管理区分の一つとして、かじき等流し網漁業等の区分を定めまして、かじき等流し網漁業及び東シナ海等かじき等流し網漁業を対象として、

現在、漁獲量の総量の管理を行っているところです。

新漁業法に基づく新たな資源管理の枠組みにおいて、漁業法第8条第3項においてI Q管理が基本とされており、また資源管理基本方針本則第6においても、大臣許可漁業が主な漁獲対象とする特定水産資源については、原則として令和5年度までにI Q管理を開始することとされております。

今回の改正案は、現在、漁獲量の総量の管理を行っているかじき等流し網漁業等について、くろまぐろの小型魚、大型魚ともに令和5管理年度以降、I Q管理を実施するという事で、この資源管理基本方針に規定するものです。

I Q管理の概要につきましては、資料17ページの2の(3)のところを御覧ください。

まず、①漁獲割当割合の申請期限ですけれども、漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前の管理年度の11月15日までといたします。また、②漁獲割当割合を設定する日ですが、最初の管理年度の前の管理年度の12月15日までということです。ですので、今回の場合ですと今年の11月15日までを申請期限として、12月15日までに割当割合を設定するという流れになります。

18ページを御覧ください。

③割当割合の有効期間ですが、一管理年度の期間としております。割当割合の有効期間につきましては原則5年とされておりますが、まず1年、今回の定める基準でやって、様子を見て、改めて基準を定めることができるようにということで1年としております。これにつきましては、関係団体も1年を希望しているというところです。

④漁獲割当て割合の設定基準です。

まず、アといたしまして、申請された漁獲割当割合の合計が100%以下の場合には申請どおり設定することとします。申請された漁獲割当割合の合計が100%を超えた場合にはイの基準で設定するとしております。

そして、このイの基準ですけれども、まず(ア)としましてその下、(a)と(b)の合計した割合としております。

まず、(a)は30%を申請のあった漁船数で均等割にするというものの、(b)は70%を直近3年の漁獲実績のシェアで案分するというものです。この(ア)で計算された値と、(イ)、漁業者が申請した割合を比べて、小さい方の数字を採用するという基準としております。

漁獲割当割合の設定基準につきましては、漁業法及び漁業法施行規則に基準を定める際

の勘案事項の規定があります。そこでは、船舶等ごとの漁獲実績、船舶の総数又は総トン数、採捕する者の数、その採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数を勘案することとされております。

今回定めようとするこの基準につきましても、これらの事項を勘案したものでありまして、まず船舶ごとの漁獲実績につきましても、漁獲割当割合のうち70%は利用可能な過去3か年の漁獲実績シェアに基づき配分するという事としておりまして、実績として使用する期間としては近年の状況を反映させるということで、直近3年間を採用するとしています。

二つ目の船舶の総数又は総トン数につきましては、船舶の総数については対象となる全ての許認可船としまして、総トン数についてはくろまぐろの漁獲実績に船舶の総トン数による明確な傾向がないということから、船舶の総トン数の違いによる区別はしないとしております。

3番目の採捕する者の数、その採捕の実態又は将来の見通しにつきましては、この漁業におきましては、めかじきですとかその他かじき類、あるいはさめを目的とする操業においても、くろまぐろが混獲される可能性が想定されること等から、30%を均等配分とするとしております。

4番目の勘案事項である漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数につきましては、必要に応じ、違反の程度及び回数に応じ、設定する漁獲割当を減じるということで対応することといたしております。

次の⑤漁獲割当割合設定者の資格ですけれども、こちらはかじき等流し網漁業、又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可又は起業の認可を受けた者としております。

⑥年次漁獲割当量を設定する日は、毎管理年度の12月15日までとしています。

⑦漁獲量の報告に係る期限ですけれども、陸揚げした日から3日以内。

8番目の年次漁獲割当量の控除の係数、これは年次漁獲割当数量を超えて採捕したときに、次の年度以降に差し引く数量を算出する際に使う係数ですけれども、これは1とします。

9番目、漁獲割当割合の削減の基準、これは年次漁獲割当数量の超過、又は停泊命令に違反したときに漁獲割当割合の削減を行う場合の基準ですけれども、現時点においては定めないということとしております。

その他、この大臣管理区分に関する事項について、水域、漁業種類、漁獲可能期間は今

回は変更しない、従前どおりとする案でございます。

以上が改正事項の2です。

改正事項の3につきまして、資料の19ページを御覧ください。さんま及びするめいかに
関して、漁獲割当てによる管理に向けた自主的な管理の導入についてでございます。

告示の案は11ページから12ページ、資料のページ数でいうと8ページが該当いたします。
現状このさんま及びするめいかでは、それぞれ大臣管理区分の一つとしまして、「さんま
北太平洋さんま漁業」と「するめいか大臣許可いか釣り漁業」を定めておりまして、いず
れの大臣管理区分におきましても、漁獲量の総量の管理を行っているところです。

新漁業法に基づく新たな資源管理の枠組みにおいては、数量管理を基本として、また大
臣許可漁業につきましては主な漁獲対象とする特定水産資源については、原則として令和
5年度までにI Q管理を開始することとしております。

今回の改正案は、将来的な手法としてI Q管理が予定されているということから、これ
らの漁業者による自主的な取組をI Q管理の導入に向けた取組として位置付けまして、こ
の資源管理基本方針に記載することとするものです。

具体的には、漁獲量の管理の手法等というところで、「総量の管理とする」と現在して
おります。その後ろに「なお、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的
な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせ管理を行うも
のとする」という趣旨の文言を規定するというものでございます。

改正内容については以上でございます。ただいま御説明した改正案につきましては、8
月25日から9月23日まで、パブリックコメントの手続を実施いたしました。寄せられた意
見、1件ございましたが、内容の変更を求めるものではありませんでした。

今後のスケジュールについて、資料2-2の最初のページに戻っていただきます。13ペ
ージを御覧ください。

今日この資源管理分科会で御了承いただけました場合には、官報掲載に向けて手続を進
めていくということとしておりまして、改正事項の1及び3については、官報の掲載日に
公布日の施行といたしまして、改正事項の2につきましては令和5年1月1日の施行とい
う予定でおります。

また、今後原案に大きな変更が生じることとなった場合には、再度この分科会に諮問い
たしますが、軽微な変更につきましては分科会長及び分科会長代理の御了解を頂いた上で
修正をしたいと考えておりますので、この点につきましても御了承くださいますようお願い

いたします。

御説明は以上です。

○木村分科会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。オンサイトの方は挙手をしていただくか、ウェブの方も必要であれば挙手をお願いいたします。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋特別委員 高橋です。よろしく申し上げます。意見を言わせてください。

この議題と若干ずれるところもあるかもしれませんが、TACに対する意見を1点述べさせていただきたいと思います。

そもそも平成9年、1997年にTACが設定になって、それ以降、早25年ぐらい経過をすることになります。この間、TACの設定目的というのは、漁獲量の上限を決めて、それを超えないように資源を守る、それによって継続的な、また持続的な資源管理をしながら操業するというで決めたはずで。

その後、TAC魚種というのはどういうふうになったのか、どのように増えたのか、資源回復をしたのか、資源管理はどのように行き届いたのか、資源は増大したのかということでございます。残念ながら余り効果がなかったような感じもいたします。

外国からの手法をそのまま導入するのではなくて、やはり縦に細長い日本の国土ですから、日本に合ったようなTACの設定がなかなかできてはいないんじゃないのかというような感じもいたします。

今日の新聞にもありましたけれども、実際、現場の方ではどんなことが起きているのか。魚がいなくということ。資源的にこれは数年前から申し上げているとおり、様々な要因で魚介類には影響があって、かつて生息したような場所には全く魚がいなくなってきた。現在もそのような状況が続いている。自然災害がもう当たり前のような状況になって、今後どうなっていくんだろう。この問題が全く解決をしないままにTAC、IQのことをどんどん進んでいって、魚がいなくにもかかわらずTAC設定を拡大をして、IQ方式に持っていく。資源がないわけですから、その資源が果たしてどこにどのようにいるのか。

以前から申し上げているとおり、一般操業船にそういう漁場を探すような、探索するような制度がどこかで必要ではないのかということをお願いしてきました。今になってみれば、さんまにしても、いかにしても、さけにしても、どの海域にどれだけの魚がいるのか、それが全く確認ができないままに制度だけが先行している、そのような感じを受けており

ます。

I Q制度を令和5年までに導入したいということは、制度的にはそれは可能なのかも知れませんが、実態運用上本当に可能なのか。それから、魚群なり、資源はどこにどのようにいるのか、これをどのようにして確認をするのか。これが毎年、定線観測の中で漁獲量の数量を決める。いない地域で幾ら調査をしても、それが正しい数字なのかどうかということは非常に疑問だ。その辺を再度考えていただいて、業界の皆さんをフル動員しても、魚がどこにいるのか、どこに生息をしているのか、はたまた産卵場所がどこなのか、稚魚の育成場所がどこなのか、もう一度きちんとした体制というのを組む必要があるのではないかと考えています。その上で、T A Cを的確に決めて、守るものは守る、そういう形で利用していただきたい。

それから、このT A Cに微妙に絡んでくるんですが、自給率の問題があって、去年の日本の自給率57%です。ここで働いている皆さんの約半数は外国人です。そうすると、日本人が自給率の生産に携わるというのは30%弱なんですね。果たしてこれで食料の安全保障というのは確保できるのか非常に疑問です。

彼らは最近、労働条件を先進国並みの要求を突き付けてくる、こういう状態になってきました。それは彼らの権利ですから、それはよろしいんですけども、果たしてこの日本の漁業界というのが今の数だけ外国人労働者というのを受け入れることが可能なのかどうか、これまた非常に疑問だということです。これはコスト論争の話からいうと、半分にせざるを得ないのか、3分の1にせざるを得ないのか、そういうことも含めて水産行政というのをしっかり考えていただかないと、ただ数字だけが走り回るということでは困るということです。

私の方からは以上です。

○木村分科会長代理 多分、今の内容というのは、諮問事項のことと、あと高橋委員のお考えの二つあると思いますが、その二つに分けて水産庁の方から回答をお願いしたいと思います。

○資源管理推進室長 まず、T A Cをやっていることによって資源が増えているのかどうかというところ、あるいは様々な要因で魚が減っているのではないかというような御意見を頂きましたけれども、まずT A C管理をしている魚種とT A Cを導入していない魚種の状況を比べたときに、総じて見た場合に、資源状況を良い資源というのはT A Cを導入しているものに多いというような状況となっております。

もちろん、環境要因等を含め、漁獲以外の要因で減っているものもございますけれども、そういった場合でもそれ以上資源を悪くしない、あるいは回復させていくというところにおいて資源管理に取り組むという意義はあると考えておりますので、そういった面からも資源管理というのはしっかりやっていく必要があると思っております。

また一方で、TAC管理のベースとなる資源の評価につきましても、今、精度を上げていくというところでの取組も進めているところでございますので、併せてより効果的な資源管理というところに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○管理調整課長 管理調整課長でございます。

外国人のお話がございました。

水産庁を始め、都道府県においても新規就業者の確保というふうな点から、様々な、直接的に支援等々も行っておりますが、とにかく資源を安定化させて漁業自体の魅力を高めていくというふうなことが、やはり我が国、日本中の漁業就業者の確保につながってくるというふうなことだろうと考えております。

この点も踏まえまして、就業者対策につきましてもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○木村分科会長代理 今、高橋委員から御指摘のあった点というのは、多分、地球温暖化だとかいろんな環境問題に対して、どのようにしてまぐろ資源が資源変動するのか、更に漁場がどう変わっていくかということの研究を突き詰めていかななくてはいけないという御指摘だと思います。

私自身は大学の研究者ですので、まぐろの移動、回遊の研究をしていますが、研究を提供するのは研究者、研究者を供給するのは大学であって、そして実際にそれをより高度なレベルで研究をするのが水産研究・教育機構だと私は理解していますが、残念ながら研究者の数に対して検討しなければいけない事項が非常に山ほどあります。

やはり今、乗組員の安定的な供給ということもありますが、研究者の安定的な供給というのものは是非水産庁の方にも考えていただきたいというのは私の意見ですが、今回の諮問事項とはちょっと話が違いますので、これは改めて水産庁の方も是非両方を検討いただきたいということをお願いしたいと思います。

ほかには何か御意見ございますでしょうか。

川越委員、お願いいたします。

○川越特別委員 川越です。

このするめいかの改正事項の内容の中で、確かに去年、するめいかの釣りの漁業の方で試験的に船舶ごとに漁獲を割り当てる自主的な取組、試行はもうされたということで、その取組方はいいとして、ここのT A Cの数量の設定について、116回の分科会の際にも言わせてもらったんですけども、この数量設定を3年間一定固定でやりますというところで、少し私そこについて余りそこに賛成でないような意見で、そこはちょっと条件付でということで承認をしたんですけども、この点については一つも触れていない。水産庁の全国の説明会の中でも、各地区の説明会でも、一切そこには触れていません。そこについてどのような見解をしておられますか。

○木村分科会長代理 水産庁の方、よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 するめいかのT A Cの配分についてですけども、T A Cの配分につきましては、基本的に過去の実績のシェアで案分するというのが基本ルールでございますけれども、その関係者で別の合意がある場合にはそれに基づいて配分ということで、するめいかについてはその関係団体による合意というところで、今、配分量を決めています。その3年間固定ということにつきましても、そのような関係の団体の合意に基づいて決めているというところでございますので、何というんですか、そこでの合意がまた変わるようなことがあれば、それ違う合意になれば……。

配分ではなくて、シナリオの方、総枠の方ですか。総枠の方はステークホルダー会合の議論を踏まえて決めたというところですか。ですので、また資源の状況が変わってくるとか、そういったシナリオを見直す場面というのが必要な画面になってくれば、そこは見直すということになってきます。

○木村分科会長代理 終わってからもう一度お願いいたします。

(黙禱)

○木村分科会長代理 それでは、引き続き川越委員、お願いいたします。

○川越特別委員 結局、いか釣り、今まで試行で、確かに業界もこのような試行に動いたということは、これからのこういう資源管理の中で、I Q制度に持っていく中でそういう試みは確かにいいと思うんです。そういう中で、皆さん、こういう取組は賛成もかなりあると思うんです。しかし、やはり先ほども高橋さんも言われたとおり、もう一年一年やはり資源の状況が本当に、現場の漁業者が本当に予測できないような状況。それで、するめいかではやっていられないからということであかひかに転換するとか、とにかく皆さん、自分の持つておられる許可の中で、いかに経営状態をうまくさせるような手法でやってい

ますので、なかなかこの資源の評価もこれから先難しいと思うんですね。隻数がないかって、着業する船が少ない中で、なかなか漁獲実績も上がってこない場合もある。また、予測できないような、今とにかく秋生まれというよりも冬生まれ群の方が中心になって日本海でも漁獲されているような状況であるという中で、今までの操業の実態と現状が変わってきている。

そういう中に、なかなか国が設定したものをただそのままうんと言えりような状況でないという場面があるということです。推進室長、先ほどの答弁どおり、やはりそういう必ずそういう状況であって、業界からの意向があるときにはやっぱり1年ごとのきちんと見直しもありということだけははっきりと明記して、そういう柔軟な対応でこれから先やっていくべきだと思います。

なかなか3年という、3年で少し評価して、実施してやられるという、いつ何どきどういふことがあるか分からないという、皆さん不安を持っていますので、いろいろIQやる中で、そういう融通だとか、うまく何とか今、着業船が少ない中に、何とかそういうところは、トン数的なところは回せると思うんです。だけど、やはり一抹の不安があるということで、そういう意見もあるということです。しっかりとそこは明記してやってほしいです。

その明記は、今回の全国水産庁が説明する中に一言もなかったというところで、少し不安があるということです。今日のこの場ではっきりとそうやってお答えもらったので、そこはよしかないと。そのような方向性でひとつよろしくをお願いします。

○資源管理推進室長 シナリオを一度決めたら、もうずっとそれでいくということではなくて、その状況を見て、見直す必要が生じてきた場合には、そこは見直しも含めて検討するというように対応していきたいと思ひます。

○木村分科会長代理 どうぞ、高橋委員。

○高橋特別委員 確認をしておきたいのですが、19ページの別紙2-4でございますけれども、さんま、これはIQ制度を導入を前提に、その自主的な管理を行うということだと思ひますけれども、さんまの方ですけれども、これは公海上のさんまの扱いをどうするかということですね。NPFCをそのまま使うのかという問題と、それが適用になるのか、IQの中に入れるのか。

それから、いか釣り漁業の方ですが、いか釣り漁業以外のいかを獲っている漁業種というのはほかにもいっぱいありますので、これらの兼ね合いはどうか。これがこの中

には書いてありませんので、その辺どうお考えなのか、具体的に教えていただきたい。

○木村分科会長代理 これは水産庁から回答を頂いた方がいいですね。お願いします。

○資源管理推進室長 まず、さんまの方ですけれども、漁業者の自主的な取組による I Q ですけれども、8月からの時期ということなので、公海でのものは含まれない中での取組です、自主的な取組としては。

もう一つは、するめの、ほかの漁業ですね。ここはまた業界の中でどういう配分の基準を作ってやっていくかということによるんですけれども、先ほどかじき流しの方のくろまぐろのところでも御説明しましたとおり、均等割する部分、実績割する部分ということを作った上での配分ということになってくるので、そこはほかの漁種の兼業にかかわらず配分される部分と、するめの実績に応じて配分される部分という、この二つの合計ということになってくると思います。

○木村分科会長代理 ちょっと待ってください。

○資源管理推進室長 すみません、さんまの方、答えが適切でなかったというか、正確でなかったので、訂正します。

時期としては8月以降なんですけれども、数量としましては公海の部分も E E Z 内のも含んだ形での I Q の試行ということでございます。

いか釣りの方につきましては、兼業との関係ということではいいますと、その兼業をしている方にも一定の数量を配分されるようにということで、均等割で I Q が配分される部分と、そのするめの漁獲実績に応じて案分される部分という、その二つの数字の組合せで I Q の割合が決まってくるというような仕組みになります。

○高橋特別委員 私の質問の仕方が悪いのかどうか分かりませんが、さんまの方は、例えば N P F C で決めた場合、これ毎年決めているわけじゃないですよ。片方は日本の E E Z の中は毎年 T A C が決めているわけですから、そうするとどの様になるのでしょうか。

公海のさんまも I Q 制度にいずれは導入をしていきたい。だから今、漁業者自身が自主的な管理を始めていくということのようなんですけれども、公海上のさんまは、例えば3年に1回、5年に1回、総枠が集まって、その範疇の中で公海で獲れる魚は外国の国はこのくらい、公海でこのくらい、日本でこのくらい、振り分けしてくるのでしょうか、そうすると日本国内の T A C の決め方というのは、今は N P F C で決めた範疇の中でやり繰りしているんでしょうけれども。その T A C の算定をするための調査や数字を、どのようにして

出すのですか。

それから、いかの方もそうなのですが、これは釣りだけの話であって、定置であれ、底引きであれ、それから大臣許可ではないいか釣りもいるわけで、この皆さんの扱いをどうするのか。特に、混獲で入ってくる皆さんですよ。定置もそう、それから沖底は狙う場合もありますけれども、混獲で入ってきます。そういうもの、混獲で入ってきたものの扱いもI Qでやるのかやらないのか。そこで飽くまでもいか釣りということになると、いか釣りの皆さんからしてみれば、なぜ我々だけなのかということにならないのかという心配をしています。

やがてはI Q制度に持っていきたい、I Q制度で管理をするんだということに対しては、別に反対しているわけでも何でもありません。ただ、やはり片手落ちのことになると、また現場でトラブルの元になりかねません。

それから、先ほど言いましたように、魚がいないのです。魚がいない中でどのようにしてこれを決めていのか、獲れないわけですから。

今言ったように公海も含めて、さんまの場合は公海も含めたI Q制度に持っていきたい。必要ならそれなりの準備をしていただかないと、現場は混乱をするということです。いかの方についてもなぜ釣りだけなんですか。混獲で入ってくる皆さんは、魚がいなければいかを当てにするだろうし、ほかの高級な魚が入ってくればいかはさほど必要ではないが、選別はしなきゃならない。I Qカウントしなきゃならないわけですから。それが大変なんだということです。その辺をどういうふうに考えているのか教えてください。

○資源管理推進室長 まず、するめの方の話ですけれども、今回このI Qを試行的に、自主的な取組として実施するというのは、大臣許可のいか釣り漁業の管理区分のことです。全ての管理区分ではなくて、大臣許可のいか釣りです。まず自主的な取組として実施するというので、そのI Qを実施する、まだここは自主的な取組ですけれども、準備が整ったものから順次導入していくという中で、まず最初にこのいか釣り漁業からということですので、一度に沿岸、定置まで含めてI Qということではございません。

ただ、おっしゃるとおり、TAC管理ですので、するめならするめの漁獲を報告していただくということは、これまでどおり総量管理の中でやっていくということでございます。

○高橋特別委員 いか釣りの場合は、いか釣り業界の割当てを受けたTACの中での範疇のことでやる、そういうことでの理解でよろしいんですよね。

○資源管理推進室長 そうです。大臣管理のいか釣り漁業の中での話です。大臣許可のい

か釣り漁業。

○高橋特別委員 大臣許可によってTACで配分を受けたいか釣りの業界の皆さんのTACの中でIQ制度を試験的にやってみると、こういうことなんでしょう。

○資源管理推進室長 はい、そうです。

さんまの方の話ですけれども、NPFCにおいては、その資源評価としてはさんま全体でやるわけですけれども、NPFCによる管理というのは公海の部分ということです。我が国としては、その公海の部分とEEZの中の部分を、日本の漁獲可能量ということでTACで管理して行って、このIQの場合は大臣許可の北太平洋さんま漁業について、割当割合という形で決めますので、毎年毎年TACに割当割合を掛け算して、各船の漁獲上限が決まってくるという形になります。

○高橋特別委員 こういう理解でよろしいですか。日本のEEZの中の毎年TACを決めますよね。その部分をIQ制度にできるかできないかという模索をしていく。だけれども、公海の部分については国際資源ですよ。EEZの中と外の扱いをどうするのですかと私は聞いたのです。総体的にNPFCで決めた五十何万トンがありますよね。その中の22万とか、日本のEEZの中で受けた量です。この中で試行錯誤しながらIQ制度に導入していきたいということなのかなと思います。一方、EEZの外の部分、いわゆる公海の部分の扱いについてはどうなるのですかという質問をしました、それは公海も含むということだから、そうすると毎年日本の中のEEZの中のTAC設定とは、公海上はちょっと若干ニュアンスが違ふと私は理解しました。

○資源管理推進室長 我が国としてのさんまのTACは、EEZの分とプラス公海の日本の分を合わせたものが我が国のTAC、我が国で管理するTACとなっていますので、そこを国内において管理、この太平洋さんま漁業についてはIQでやっていくというのが今回の話です。自主的な取組としてIQをまず取り組んでいくということです。

○高橋特別委員 毎年毎年EEZの中とEEZの外の合計TAC、日本に割り振られた合計TACでこのIQを構築してやっていく。今は試験的にやるんだろうけれども、そういう理解でよろしいのですか。

○資源管理推進室長 はい。

○高橋特別委員 EEZの中の公海も分け隔てなくIQ制度をやる。TACの問題、日本国内のTAC、それからEEZ外のTACと、それを単純に足して、それを隻数で割るのか、どの様な分配をするのか分かりませんが、IQとして船舶ごとに渡していく、

こういうことでよろしいですか。

○資源管理推進室長 はい、そうです。ただ、この期間として8月以降の部分を自主的なI Qとしてまずやる。

○高橋特別委員 操業期間が8月以降じゃないですか。

○資源管理推進室長 EEZ内の操業が可能な期間を対象とするということです。

○高橋特別委員 そうすると、EEZ外はじゃ6月でも5月でも、もうそこからI Qが始まるという理解でよろしいのですか。

○木村分科会長代理 ちょっとよろしいですか。今、室長が答えておられるんですけども、必ずしも水産庁としての統一的な見解を、きちんと高橋さんの質問に対して答えられているかどうかちょっと分からないのと、今導入しようとしているのは、飽くまでも自主的な管理についての導入ということです。実際には今室長がするめいかの方でも言っておられたように、1年ごととか、そういう単位できちんと柔軟に考えていくということをおっしゃるので、取りあえず、今これは自主的な取組として、将来的なTACだとかI Q制度をきちんと導入する前段階での今議論を水産庁は進めようとしているわけです。

なので、まず数年間の猶予期間はもちろんあると思います。その中で確固たるものがこれから構築されていくという、前段階として私は今理解していますので、それで水産庁がよろしければこの議論はここで止めたいと思うんですけども、室長、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 正にここで申し上げているのは、まず自主的な取組としてこういう形で業界の中でやっていくということですので、法的な仕組みの中で取り入れるときにどうなるかというのは、またそれを踏まえた検討をした上で決まっていくということです。

○木村分科会長代理 ということで、高橋委員、御理解いただきたいと思います。

どうぞ。

○川越特別委員 大臣許可のするめいかの釣り漁業については、こういう試行でよろしいんじゃないか。皆さん、こういう了解の下で試行をやりました。

今、高橋さんも言われたとおり、ただ今後の、あと小型いか釣りだとか、沖底、大中まきだとか、この方も皆さん、いかのするめがTACに入ります。ただ、こういう試行ということは、いわゆるモデルですね、モデルでこうやってやっていく。こういうものを実施しながら、このやり方をいろんな評価を得ながら、今後ほかの漁業についてはどういうスケジュールというか、取組がありますか。ちょっとそこを一つ説明しておかんと、やはりいか釣りだけこういうことやって、ほかの漁業は全く先まで何も考えていないんだよなど

というようなことでは、皆さんやっぱり業界の人も納得いかない部分もありますので、意見を聞いていると、全国のなぜいか釣り、中型いか釣り漁が先なのかとかというような個々の意見もありますので、今こういうことを言われるならば、ある程度次のスケジュール、この試行がちゃんと評価されて、これがモデルになってI Q管理になりますと。そしたら、次はこうです、次はこの漁業にもこうやっていきますということを、説明できるところでいいから説明をお願いします。

○木村分科会長代理 今の御質問の内容というのは魚種ですか、それとも漁業ですか。

○川越特別委員 漁業です。だから、いかでも漁業ですね。今言う沖底大中まき、小型いか……

○木村分科会長代理 全てのものについてですね。

○川越特別委員 特にいか釣りの場合、やはり中型いか釣りといっても、はっきり言って許認可船が少ないです。やはり多いのは小型いか釣りですから、何だかんだ言っても。そういう中で、やはりいか釣りでやっている漁業者の方は、中型いか釣りはここまでちゃんとやるのに、どうして小型いか釣りはまだやらないのかとかいう。確かになかなか難しいやり方だと思います。中型いか釣りはちゃんと全国の協会団体があって、やりやすいからこういうふうに行っていると私は思っていますから、水産庁とのやり取りができる、やりやすいからこういうふうに行っていると思います。だけど、やりにくいところはまだまだやらないのか、やりにくいから放っておくのかというようなあれでしょう。

だから、ちょっとこういうこともこの議論に承認されるまでには、そこの説明も要るんじゃないですか。ひとつお願いします。言える範囲でいいですから。

○木村分科会長代理 今の川越委員の御質問は、結構僕が聞いていても難しいなと思うのですが、是非水産庁、言える範囲のところでお答えください。

○資源管理推進室長 なかなか難しい質問でございますが、資源管理基本方針の本則にも書いてあるとおり、まず大臣許可漁業については主な漁獲対象とする特定水産資源については、原則として令和5年度までにI Q管理を開始するということを目標に進めてきているわけですがけれども、そういった意味でなかなか知事管理の分というのはまだちょっと手が及ばないというか、いろいろ課題も多く、すぐにというところではなく、まず大臣管理漁業からというところがございます。

大臣許可漁業については、それぞれするめいかということではなくて、漁業種類ごとにまずどの魚種からやっていくかということで、もう既に導入されている部分もございます

けれども、それぞれ主な対象とするものについてどういう形でやっていけるかというのは、今正に検討しているところです。具体的に何がいつからというところまでのめどが立っているものではなく、今回このさんまとするめについて、まず自主的な取組とするものについては基本方針に位置付けるということをしております。今後もそういったまず自主的な取組というところから入っていくものについては、同様にこの資源管理基本方針の中に位置付けて、そのIQに向けた取組がどのように進んでいるかということも皆さんにお示しできるような形で進めていきたいと思っております。

○木村分科会長代理 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。オンサイトの方であれば。あとはオンラインの方ではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに意見はないようですので、諮問第395号につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

続きまして、諮問第396号、特定水産資源（まいわし太平洋群）に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更についてに移ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 御説明いたします。

資料は3-1を御覧ください。まず、諮問文を読み上げます。

4水管第2235号

令和4年9月27日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第396号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

次のページ以降に告示の案、改正部分については新旧対照表の形で資料の4ページに掲載しております。改正内容につきましては、資料の5ページ、資料3-2を使いまして説明をいたします。

まず、背景のところに書いてございますけれども、まいわし太平洋系群については、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性を勘案して国の留保を定めているところですが、現在、国の留保の残量（7万6,900トン）となっております。令和4管理年度、今年の1月から12月の管理期間ですので、残りが3か月強となっていることを踏まえまして、年間漁獲予測量に基づいて、岩手県、宮城県及び大中型まき網漁業の漁獲量の総量の管理を行う管理区分に国の留保から配分することとしたいという案でございます。

数量の変更内容については、資料の2.のところを御覧ください。先ほど申し上げた年間漁獲予測量の計算方法を表の下に書いておりますけれども、今年の1月から8月までの漁獲実績と、過去5年の月別の漁獲実績から、それぞれ9月から12月、予測される最大の漁獲量を足して、今年度どのくらい獲れる可能性があるのかという数量、これが年間漁獲量予測量ですけれども、これを算出したしまして、現状の配分では不足が発生し得ると考えられるところにつきまして、不足分を国の留保から配分するというものでございます。

今年のこの管理年度の漁獲実績は、直近の報告ですと、まいわし太平洋系群全体ではTAC 79万1,000トンに対して46万6,603トンと、消化率56%という状況ですけれども、今回留保からの配分をすとしております区分におきましては、岩手県は1万401トンで消化率72%、宮城県は3万3,002トンで消化率85%、大中型まき網の総量の管理区分につきましては24万1,396トン、消化率86%という状況となっております。

先ほど申し上げました年間漁獲予測量と現在の配分の差につきまして、1,000トン単位で切り上げまして、具体的には岩手県、宮城県、大中型まき網の総量管理区分にそれぞれ

6,000トン、2,000トン、6,000トンを追加いたしまして、それぞれ2万500トン、4万900トン、28万5,900トンと変更するという事。これによりまして国の留保は6万2,900トンに変更するという案でございます。

説明は以上です。

○木村分科会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

どうぞ、井本委員。

○井本特別委員 ありがとうございます。山陰旋網の井本でございます。

私の方から、大中型まき網のまいわしの漁獲状況について少し御説明をさせていただければと存じます。

今漁期に関しましては、太平洋に限らず、太平洋・対馬系群ともに年の初めから資源の急激な増加をうかがわせるような、近年にない漁獲がございました。対馬系群の方に関しましては、漁期当初に関係者合意による国の留保枠からの配分を受けた上で、水揚げ量の上限を設けて操業を行ってございましたけれども、4月初旬で既に枠の70%を消化し、漁期後半の九州西側の枠を確保するために、日本海では4月下旬以降の船獲を自粛しております。

また、太平洋系群につきましても、水揚げ量に応じた休漁など、厳しい漁獲抑制を行っておりますが、北部太平洋での漁場の方が好調でございます。国の留保からの配分や水産庁の仲介による三重県からの融通を頂いており、まずはこの場をお借りして関係者の皆様の御理解と御協力に感謝申し上げたいと思います。

また、現在でも厳格な管理を行っておりますが、8月末で太平洋の追加分を配分量の9割弱まで漁獲が積み上がっておりますので、今回、客観的な基準に基づいて、迅速な配分を行っていただくことに併せて感謝を申し上げたいと思います。

また、この後、秋以降も海洋環境やさばの漁場形成の状況等によっては、まいわしの漁獲がこれまで以上に高まることも予想されますので、引き続き今後とも漁獲状況に応じて、必要な場合におきましては迅速な留保枠の配分をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○木村分科会長代理 ありがとうございました。

今、井本委員からは6,000トン分の配分についての御説明をいただきました。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。オンラインの方はよろしいでしょうか。
ほかに意見がないようでしたらば、原案どおり承認いただいたということでよろしいで
しょうか。
ありがとうございます。異議がないようですので、そのように決定いたします。
それでは、諮問第395号、396号について、確認のために答申書を読み上げます。

答申書

4 水 審 第 18 号

令和4年9月27日

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

水産政策審議会

会長 田中 栄次

令和4年9月27日に開催された水産政策審議会第119回資源管理分科会における審議の
結果、諮問のあった下記の事項について、諮問のとおり実施することが適当であると認め
る。

記

諮問第395号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（く
ろまぐろ（大型魚）、くろまぐろ（小型魚）、さんま及びするめいかの
別紙2の変更などについて

諮問第396号 特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和4管理年度における
都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

それでは、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しいたします。

（分科会長代理から資源管理部長に答申書手交）

○木村分科会長代理 これです、今、諮問事項についての審議が終わったところです。

次は審議事項ということで、続きまして審議事項に入らせていただきます。

第8回資源管理手法検討部会の結果について、事務局から説明をよろしくお願ひいたし
ます。

○資源管理推進室長 資料の4を御覧ください。

第8回資源管理手法検討部会の結果について（案）というものでございます。

資源管理手法検討部会は、TAC魚種の拡大の候補魚種について、資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合での議論に向けて論点・意見を整理するための部会という位置付けであります。この部会の運営細則の第2条で、部会は調査・審議の結果を分科会に報告し、分科会はその結果を審議し、議決するとされておりますので、結果をここで御報告いたします。

このブリに関する検討を行った7月11日の第8回資源管理手法検討部会ですけれども、ブリは1系群でして、全国的に沿岸で漁獲されているということで、関係者の数が非常に多く、検討部会でも23名の参考人、20名の意見表明者から御意見を頂戴したところです。

結果につきましては、これまでと同様に、漁獲等報告の収集について、資源評価について、資源管理について、ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項についてという四つの項目に分けて整備しております。

まず、漁獲等報告の収集についてでございますが、市場外流通や遊漁の数量を把握する体制等を検討すべき。各地域における銘柄、箱当たり入り数、又は重量等の標準化及び漁獲報告のデジタル化が必要。漁獲報告の収集のため、デジタル化に必要な知識・技能を有する人材育成が必要という形でまとめさせていただいております。

資源評価につきましては、今回ブリについて、ここでの意見が多かったんですけれども、漁獲圧がMSY水準以上であるにもかかわらず資源が増えているなど、資源評価結果は現場の実感と乖離があり、また評価方法等に改善の余地があるとの指摘を受け、資源評価に用いたデータや評価プロセス等について丁寧に説明するとともに、引き続き資源評価手法の高精度化に向けた取組を行うべき。また、外国漁船や遊漁による漁獲の状況と資源評価への影響を示すべきという御意見を頂いております。

資源管理につきましては、TAC導入の必要性について疑問があるという意見があったことなどを踏まえ、今後、TAC導入の必要性が理解されるよう、改正漁業法の下で数量管理を基本とすることとなった経緯を含めて説明を行う必要がある。

TAC導入に当たって、まずは試験的に実施するような仕組みを検討してほしい。

漁獲量の安定を図るシナリオや都道府県単位での複数年TAC、次管理年度からの前借りや繰越し、定置網漁業における地域別の数量管理等の措置も検討してほしい。

ブリの来遊は年変動が大きいこと等を踏まえ、迅速な融通等、柔軟な対応が可能となる制度・運用を検討してほしい。

漁獲シナリオ等の設定に当たっては、漁業経営等に与える影響も考慮すべき。

数量管理に当たっては、全ての漁業種類、地域で重要な魚種であるため、漁業実態に応じて公平に導入すべき。

ブリの市場価格が年末にかけて高くなることや、地域によって主漁期が異なること等を踏まえて、管理期間を設定してほしい。

TACの配分基準について、過去何年間分の漁獲実績を考慮すべきか等について検討すべき。

遊漁者も一緒に管理に取り組むべき。また、外国漁船の適切な管理に向けて取り組むべき。

裏にまいますと、選択的放流技術の開発や休漁支援等の影響緩和策と併せて慎重に議論する必要がある。

資源管理目標等について、MSYベースに加え、現場の漁獲実態やサイズ別単価などの社会経済的要素も考慮した目標等も検討すべき。また、加工流通業者の意見を聞いて資源管理目標を設定すべき。このような意見を頂きました。

ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項についてですが、ブリは関係者が幅広いことから、各地域でステークホルダー会合を開催するなど、十分な説明及び議論が必要。また、資料は関係者に分かりやすいよう作成し、開催前に余裕あるスケジュールで資料を公表してほしい。このような意見を頂戴しました。このような形で結果の案についてまとめているところです。

説明は以上です。

○木村分科会長代理 ありがとうございます。

本件に関して、御意見、コメント等ございませんでしょうか。

川原委員、どうぞ。

○川原特別委員 ありがとうございます。川原でございます。質問、2点ほどございます。

資源評価についてというところで、外国漁船・遊漁による漁獲状況と資源評価への影響、こういったコメントございましたが、実際にはどれぐらいの数量が見込まれるような感じなのでしょうか。確かに、ある一定以上の数量の漁獲が見込まれるのであれば、資源評価への影響は示すべきだなと思いました。

2点目ですが、資源管理についてのところで、TAC導入の必要性について疑問があるとの意見があったと記載されています。いろいろと様々な御意見をお持ちの方がいらっし

やと思うんですけども、これはどのような背景・理由があったのかということが分かれば教えていただきたいと思いました。

改正漁業法ではTACによる管理を基本とすることとされていますので、丁寧に説明を行って、理解を求めることが重要なのではと思っております。よろしく願いいたします。

○木村分科会長代理 分かりました。これは室長でよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 まず、外国漁船の漁獲については韓国による漁獲がございまして、年間約1万トンから2万トン程度あるというようなことでございます。

TACの導入について将来の予測。今回示された資源評価の結果に基づく将来の漁獲ですけれども、このベースとなるシナリオで管理を行った場合に、現状12万トン程度ある漁獲が管理1年目に8万9,000トンぐらい、9万トンを切るような数字になるというところで、2割ちょっとですか、減るというような形ですが、徐々に回復して行って、3年後ぐらいには12万トン台に戻ってきて、そこで安定するというような将来の予測というふうになっています。

このTAC導入の必要性について疑問があるというところですが、今、正に御説明したとおり、資源管理、まず今資源状態が比較的安定している状態にあるということと、このシナリオに沿って管理を行った場合に、当初漁獲量をかなり減らすというシナリオになるんですけども、その結果として、将来見込まれる漁獲量が現状からそれほど大きく増えるものではないというような、そういった評価とこの将来予測というところがございまして、そういう面でTACを導入する必要があるのかというような御意見を頂戴したというところです。

○木村分科会長代理 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

今、永田室長から説明がありましたが、7月の資源管理手法検討部会場で配付された資料を見ますと、ブリにつきましてはTACによって漁獲量を大幅に制限したり削減したりしたとしても、10年後の漁獲量が今の漁獲量とほとんど変わっていない、そういう将来予測が示されました。そうした中、TACの効果ですとか科学的な分析等について疑問視する、そういう意見が多く出たと聞いております。

そしてまた近年、先ほど高橋委員からもご意見ありましたとおり、海洋環境が激変をしております、さけ、さんま、するめいかといった主要魚種の漁獲量が減少している中、

水産庁から減少する魚種もあるが、ブリのように増加している魚種も見受けられると言われてきたわけです。

そうした中、ブリまでもがTACによって漁獲制限をしなければならない事態となれば、科学的な分析だとか資源評価への信憑性に対し、甚だ疑問を持たざるを得ないということになることを懸念しております。

各方面が真剣に資源管理に取り組んだ結果として、本当に資源が戻ってくるのかどうか。そういう部分も含めてしっかりと検討していただきたいということ。そしてまた、数量管理を行うに当たっては、検討部会でも資源評価等につきまして様々な課題があると指摘をされておりますので、しっかりとした議論と関係する漁業者に対しては丁寧な説明を行い、ロードマップにもありますとおり、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めるということを改めて強くお願い申し上げたいと思います。意見でございます。

○木村分科会長代理 ありがとうございます。適切に進めていくという水産庁のコメントでよろしいでしょうか。よろしいですか、それで。

では次、谷委員、よろしく願いいたします。

○谷委員 谷でございます。よろしく願いいたします。

私の方からも検討部会においてTAC管理の基本となる資源評価についてだけでも理解できないとか、提案された管理目標の効果が理解できないなどの厳しい意見が出されたと聞いておりましたもので、これらの出された意見につきましては、一つ一つ丁寧に応えて、関係者の理解と納得を得ていくようお願いをいたします。

それから、特に外国漁船についてなんですけれども、昨年の分科会でも発言をいたしました。私どもの船団が東シナ海でブリ操業中に中国漁船の妨害を受けて操業を断念する事態が発生しております。操業の被害としても操業妨害としても大きな問題ではありますけれども、近年は韓国だけでなく中国もブリ操業を行い、資源へのインパクトを与えているのではないかと感じております。

と申し上げますのも、以前は東シナ海にブリ時期になって我々が南下していくと、そうしたら我々を見つけて中国船が寄ってくる、そういう動きだったものが、この頃は先に中国船がポイントを押さえております。ブリ時期にはブリしか獲れないポイントにおいて、火をたいて集魚もしているということからも、ブリを狙って操業していると思われるわけです。

外国漁船による操業実態の把握と我が国と同じ水準の資源管理の確保が、TACを導入

する上での前提条件だと思います。対馬系のさば類やまあじにつきましては、既にMSYを目指すTACが導入されておりますが、外国漁船の管理という前提条件がないままの導入であり、資源管理効果が発揮されないのではないのかと危惧をしております。

既存のTAC種につきまして、このような事態の早急な改善を求めるとともに、ブリのTAC導入に当たってはこのようなことがないよう、強くお願いをいたします。

以上でございます。

○木村分科会長代理 佐々木委員からも今、手が挙がっているんですけども、よろしいでしょうか。佐々木委員の意見をお伺いしてから、水産庁にコメントを求めたいと思います。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。Chefs for the Blueの佐々木と申します。よろしく願いいたします。

まずは、こちら資源管理手法を御検討いただきまして、どうもありがとうございます。4点それぞれ本当にそうだなと思いました。

検討結果のうち、前半の3点につきまして、こちらを拝見しますと、ロジックの起点は最後の3点目なのかなというふうに思いました。つまり、TACを正しく導入するためには2番目の資源評価の精緻化が必要であって、そのために資源管理手法の高精度化が必須である。そして、その資源管理手法の高精度化のためには漁獲報告の正確な収集というものが重要なんだなという流れかなと思います。

市場外流通とか遊漁の数量を正しく把握する体制構築って、本当に必須だと思いますし、漁獲報告のデジタル化も同じだと思います。

デジタルデータというのは、マーケットに対する営業ツールとして、消費者とか、私どものような飲食ホスピタリー業界とつながれるという意味でも、漁業者さんたちにとって武器になり得るものだと思いますので、是非導入を急いでいただけたらうれしいです。

そして、漁獲報告の収集だけでなく、先ほどの高橋委員や木村先生のお話にありましたように、そもそも海にどれくらいの魚がいるのかという資源調査とか資源評価、そして研究に対する予算も少な過ぎるのではないかなと客観的に思っております。水産庁とか水産研究・教育機構のマンパワーも含めて、足りているのか、漁業者さんたちへの信頼性を担保できるような結果を出せる調査研究ができる陣容なのか、この資源管理予算で日本の宝である水産物を本当に守れるのか、もう一度検討いただけたらとてもうれしいです。

以上、意見でございます。よろしく願いいたします。

○木村分科会長代理 ありがとうございます。

もう一方、川辺委員、お願いいたします。

○川辺委員 東京海洋大学の川辺でございます。

一番最後のステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項についてというところで、各地域でステークホルダー会合を開催するというような要望があったということですが、これについて水産庁さんの方では実現をどれくらいできそうなのかということをお話ししていただければと思います。もし実現できるのであれば、どういう地域、あるいはどういう漁業種について分けることをお考えなのかというところまでお話しいただければ有り難いと思います。よろしくお願いいたします。

○木村分科会長代理 川辺委員、ありがとうございます。

皆さん、コメントを頂いた中で、やはり外国漁船や遊漁だとか、そのようなものの具体的な数字がどうなっていて、それに対してどのような対応を取っていくべきなのかということの御質問等々、あとTAC導入にあたってやるべきことがどうなっているのかとか、その配分を実際にどのようにしていくのかということを具体的に将来考えていく必要があります。これからステークホルダー会議があって、そこでいろんな説明すべき事項が整理されていく、あるいは調べるべき事項が整理されてくるんですが、スケジュール感も含めて、その辺をどのようなお考えか御説明いただけるでしょうか。

○資源管理推進室長 スケジュールですけれども、今の時点で具体的にいつというところまでのめどはまだ立っていないんですけれども、何しろこれだけ宿題を頂いているので、これを整理して今後開いていく予定です。

○木村分科会長代理 大体いつぐらいという感じで、日にちじゃなくて。そういうのはやっぱり皆さん多分知りたいところがあるんじゃないかなと思うので。

○資源管理推進室長 すみません、いつぐらいというところもちょっと。

○木村分科会長代理 結構難しい質問だったですね。すみません。

○資源管理推進室長 その時期と、あと各地域でというのもどういう開催の仕方、その漁業種類なのか、地域なのか、どう分けてやっていくのかということも含めて、検討をしていきたいと思っております。

○木村分科会長代理 今の御説明だと、やはりまだ議論すべきことがいっぱいあり過ぎて、かなり長期的にこの問題を考えていくという理解でよろしいですね、これは。すぐに出て何か対応取れるという状況ではないということだろうと思いますので、皆様方の質問の

中、ここに集約されると思います。この分科会は、検討部会はこれからもこれに関しては開催されるんですか。

○資源管理推進室長 ブリについては、この1回で、次はステークホルダー会合で議論を進めていくという。

○木村分科会長代理 議論を進めていくという形になっていますね。はい、分かりました。今、そのような水産庁の回答だったんですけれども、それに併せて何か御質問があれば。じゃ、お願いします。

○資源管理部長 よろしいですか。資源管理部長の藤田でございます。多数意見を頂きましてありがとうございます。

特に外国漁船とかとの関係というのは、これまでの御指摘を頂いておりまして、おっしゃるとおりの部分があるというふうに認識をしております。ただ、隣接する水域で漁獲する国とか地域の漁船との関係で申し上げますと、具体的な話はちょっと申し上げられませんけれども、我が国が漁業法を改正してしっかり資源管理しているんだというところは、しっかり関係国に言い込んで、要するに向こうもちゃんとやれという話を一生懸命やらせていただいている最中です。ですから、そういった意味ではいろいろ難しさというのはあるんですけれども、しっかりできる範囲で、こちらでできる範囲の話は、現場の話も踏まえながら資源管理を進めるということが重要なんだろうと思っていますので、御批判も受けると思いますけれども、しっかりそれを受け止めながら進めたいと思っています。

あと、調査予算の話は、おっしゃるとおりでして、実際に限られた予算の中でどういった分野に予算を振り向けるかというのは非常に難しい話です。ただ、調査予算というのは、私も調査を担当していたことがあるので申し上げますと、あるとき増やしてあるとき減らすみたいな、そういう増減の激しいものにしてしまいますと、多分調査体制がついてこない。そういったものですので、やっぱり安定して一定の額が確保できるようなものという形でやっていかないと、ちゃんとした調査ができないということだと思いますので、そのあたりはしっかり水研なり、あと各地の試験研究機関の状況を踏まえて対応していく、確保していくということが重要なんだろうと思っています。

多数海洋環境の話、受けております。海洋環境がすごく変動するというのは、皆様もう御承知のとおりですし、今回見直しをいたしました基本計画の中でも、そこについてはもう自明のものということで、海洋環境が変動するということを前提にして資源管理をするんだという記述をさせていただいております。

ですから、水産基本計画ではどう言っているかという、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施という形で項目出しをさせていただいておまして、そういった中で資源調査の話もちゃんと記述をさせていただきますし、こういったものを踏まえながら、我々としてしっかり資源管理を進めていくということだと認識をしております。

ですから、資源がいいとか悪いとか、そういった状況等あると思いますけれども、単純に海洋環境が変動するからTACによる管理が全くできないという話で考えてしまいますと、そこはちょっと間違ってしまうんじゃないかというふうに思います。資源がよくても悪くても、どうやって持続的に資源を利用するか、その状況の中で、あるいは獲り過ぎないようにするかという意味では、その場その場での評価に応じた資源管理措置を実施することが重要なんだろうと思っております。

あと、せっかくですので、最初にちょっと混乱をしておりましたけれども、TACの設定範囲の話を上申しますと、私が法律改正の担当だったので、あえて解説をいたしますと、我が国が定めるTACは高橋委員が最初言われたように、TAC法で作っていたときは日本のEEZ内という制約があったんです。ですけれども、漁業法を改正をいたしまして、その制約は外れております。ですから、どういったことになっているかという、新漁業法におきましては、外国漁船は当然日本のEEZ内ですけれども、日本漁船につきましては公海も含めて設定をすることが可能な法体系になっております。国際的な枠組みとの関係におきましては、法律の第13条で、当該枠組みで決定されている事項を考慮するという形になって、そこで要するに国際的な枠組みとの関係をちゃんと考慮した形でこっちで定めるものを決めていくという形になっております。

NPFCとWCPFCでは中身がちょっと違っているので、余計混乱するんですが、NPFCでの決定は公海のみが規制の対象になっているものですから、ちょっとさんまの話みたいなことになるんだと思う。

WCPFCで決めているくろまぐろはEEZ内も含んでいるわけですね。ですから、日本で決めているくろまぐろの枠というのは、例えば近海のかつお・まぐろ漁業でいいますと、公海も日本のEEZも含んだ形で決めているということなんです。

ですから、そういうそれぞれの国際機関における決定内容とかを踏まえまして、我が国でどういう、要するに管理措置を取るかというのをそれぞれの資源管理基本方針の魚種ごとの中で定めておりますので、ちょっとそういうそれぞれの魚種ごとの話は別途定める機会がありますので、詳細はここでは述べませんが、そういう形でやらせていただい

ているということは併せて御説明をさせていただいております。

すみません、お時間取らせました。

○木村分科会長代理 藤田部長、まとめていただいてありがとうございます。

今、オンラインの方でお二人、三浦委員と、あと佐々木委員から手が挙がっているんですけれども。

三浦委員、お願いします。

○三浦委員 三浦でございます。

先ほどのところで、資源管理手法検討部会は今後開かないかもしれないという主旨の説明が水産庁さんの方からあったわけですが、ロードマップの中に記載されておりますとおり、TAC導入に当たっては関係する漁業機関の理解と協力を得た上で進めるということになっています。

まだまだいろんな問題点があるのであれば、しっかりと検討部会を開いていただきたいということ。

そしてまた6月23日の全漁連の総会にて、特別決議を行っておりますが、TACの実施に当たっては、国があらかじめ関係する漁業者に十分かつ丁寧な説明を行い、漁業調整委員会等の場で議論を尽くして、浜と十分な協議を重ねて進めていただきたいというふうに思っております。

やはり、このままでは議論が足りないのではないかと考えておりますので、漁業調整委員会の場合とか、色々な場を使いながら、しっかりと議論をして、漁業者の理解と納得を得た上で進めていただきたいと思います。

以上です。

○木村分科会長代理 ありがとうございます。水産庁としても議論は十分に尽くしながらやっていくということですので、会合等については是非、もう終わったものがあっても、もう一回やる必要があれば是非やっていただきたいと思います。

それでは、山内委員、お願いいたします。

○山内特別委員 簡潔に1点だけコメントといいますか、お願いがございまして、ブリの場合には特にこれまでの魚種と比べても定置漁業が比較的必要な漁獲対象にしているという、かなり特質があると思っております、定置漁業をどういうふうに数量規定の中に入れていくのかということは、ほかのTACを既に導入している海外の先進事例を見ても、なかなか日本と同じような定置漁業をこれだけたくさん沿岸に入れているという国はない

ところで、我が国にとってもこのブリをどういうふうに定着させるのかというのは非常に大きなマイルストーンになってくるのではないのかなと思っております。

そういう意味では、くろまぐろでも最初、漁業者の皆様には大変な御苦労があったとは思いますが、ここまで進んできた沿岸の定置も含めてのTACでの管理をするところの、これまで日本の中で培われた知見と、いろいろな教訓みたいなものを生かして、是非この部分の定置漁業も含めた資源管理の在り方というのを、このブリを通してしっかり確立していただくということが、今後TAC制度が日本にしっかり浸透していく上では重要なことかなと思っておりますので、そのあたりの議論も含めて、あと沿岸漁業者の方の参加によるいろいろな検証も含めて、丁寧に進めていただけたらいいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○木村分科会長代理 私の理解では、定置だとか混獲ですよ。そういったような問題をどう取り扱っていくかって非常に難しい問題で、水産庁も苦慮されてこれから進めていけることだろうと私は理解していますが、水産庁から何かコメントが必要であればお願いします。

○資源管理推進室長 今、山内さんから頂いたとおり、定置がかなり割合が多くて、なかなか選択的な漁獲が難しいというところで、どう管理していくかというのは非常に重要な課題と認識しています。

くろまぐろの管理で相当御苦労を掛けているというところもあって、そういった経験も踏まえて、一つは選択的な漁獲に近づけるような、何か技術開発とか、機器の導入とか、そういったものもございますし、あとはTACの運用で柔軟な対応ということで、ここにもありますけれども、融通ですとか、そういったことも含めて運用の面でもいろいろと考えていきたいと思えます。

○木村分科会長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

はい、川越委員。

○川越特別委員 川越です。

この漁獲等報告の収集についての一番初めに意見があるように、市場外流通、この部分です。

先般、この8月にも新聞記事等々にも出ましたように、大間のまぐろの市場外流通だとか、そういうことでいろんなことが去年、おととしのことではありますが、発覚している。

それで、昨晚もNHKの番組の中で、これはIUUの漁業の話ですけれども、日本の漁業者というのはそういういろんな水産物を、市場外流通なのか正規な流通なのか分かりませんけれども、やはりそういうもので流通されているまだ現状あるなど私らも見ております。

こういう中に、これから先、ブリもそうですけれども、やはり沿岸漁業のこういう魚種をやる場合に、やはりきちっと漁獲報告して、漁獲集計して、きちっとした資源管理がなされていくようなものがあれば、漁業者も理解も納得もできてやるんですけれども、やはりちゃんとしているところとちゃんとしていないところがある。

そういう中で、やっぱりTACに縛られる感というのはありますので、水産庁としてここは水産物適正化法だとかいうことで、そういうルールもあってやっているんでしょうけれども、まだまだ足りないと思います。やはりそこをしっかりとやっていくという、やっぱりそういう説明がなければ、やはり皆さん、これから先沿岸の魚種については、なかなか皆さん納得のいけないところで、TACに進んでいくのではないかなと思いますので、やはりこれから先、だんだんそういう話が出てきます。そうしたらやはりくろまぐろを先にやっている中でああいうことが起きているという状況は、やはり私らにはしては看過できない。

何か記事によると、国の責任なのか、青森県の責任なのか、何か責任転嫁しているようなところがあります。最終的には漁業者の事業者の何か責任みたいなことになっていきますけれども、やはりそこら辺をしっかりとこの漁獲報告集計、そこについてのやっぱりきちっとしたルールは確立してやっていかんことには、これから先、どの魚種をTAC魚種にするにしても、なかなか実態と、もしやった後のことでもいろんなトラブルがあると思いますので、水産庁としてはどういう見解でこれから先、市場外流通については。と漁獲報告集計、そこについての取組をお願いします。

○木村分科会長代理 水産庁からお願いします。

○資源管理推進室長 市場外流通そのものが違法とかそういうことではないので、市場外流通自体を止めるということではなくて、そういった市場を通さないものについても当然漁獲量をしっかり把握していく必要があるというのはおっしゃるとおりですので、その部分について今、ここにもありますとおり、いろいろなデジタル化を含め、しっかりと収集できるような体制を進めていきたいと思っています。

○木村分科会長代理 正確なデータを取らなくてはいけないというのは、資源管理手法を検討して、それを出すという、研究者側にとってもとても重要なことなので、水産庁のみ

ならず、漁業者の方々も是非積極的に協力いただいて、正確なデータをオールジャパンで作っていくということがとても重要だと思っていますので、是非皆さんで協力し合いながらやっていきたいと思いますというところでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかには御意見ございませんでしょうか。

ほかにはないようでしたら、第8回資源管理手法検討部会の結果については、原案どおり承認とさせていただいたということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。

事務局においては、この取りまとめを踏まえて、各資源に関わる資源管理方針に関する検討会、ステークホルダー会合に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

それでは、次に報告事項に入ります。

事務局より報告事項が2件あります。

まず、太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をお願いいたします。

それに続いて、太平洋クロマグロの資源管理について進めてもらってよろしいですか。大丈夫ですか。では、進めてください。

○資源管理推進室長 太平洋クロマグロの資源管理について、資料5-1についてまず御報告いたします。

前回の資源管理分科会以降、漁獲可能量の融通を行った結果についての御報告です。

資料5-1の1ページ目の下に書いてございますとおり、今年の7月に都道府県間の融通の要望調査を行いました。ここの表に記載されているとおり要望が都道府県からあったわけですが、交換というよりは譲受けをしたいというところが多くて、実際その融通ができたのが次のページの上の段、新潟県の大形魚と福井県の小型魚、0.5トンの交換という、この1件でございます。

現在、また次の要望調査を行っているところでして、融通をまた進めていきたいと思っております。

2ページ目の下は、諮問事項とも関連しますが、大中小型まき網漁業の漁獲割当てによる管理を行う区分、これが7月末で漁期が終わりましたので、未利用分を総量の管理を行う区分に66.7トン繰り入れるというような漁獲可能量、大臣管理の分、変更を行ったという御報告でございます。

続きまして、その後ろのページはその変更の結果、今現在どういう配分になっているかという表を載せておりますので、見ていただければと思います。

続きまして、資料5-2が令和4管理年度の漁獲状況についての御報告です。

ここに記載しておりますのは、7月末時点でございます。上の方が小型魚、下が大型魚となっております。小型魚につきましては、全体で消化状況40.7%、大臣管理区分についてはこちらは1月からスタートしてはいますが、55.6%、都道府県の方は4月スタートですが、34.6%となっております。大型魚につきましては、全体で68.2%、大臣管理区分については85.5%、都道府県については33.5%となっております。

黄色く塗ってありますところは、消化率が7割を超えているというところでございます。私からの御報告は以上です。

○木村分科会長代理 ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

ウェブの方もよろしいですか。

特にないようですので、この太平洋クロマグロの資源管理についての続きの説明を事務局の方からよろしくお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

かつお・まぐろ漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の管理に当たり、1点御報告がございます。

資料の5-3、1ページを御覧ください。

かつお・まぐろ漁業については、令和4年、2022年管理年度から漁獲割当てによる管理、いわゆるIQの管理を行っております。太平洋くろまぐろ資源評価では、長年我が国のかつお・まぐろ漁業の漁獲データが用いられており、中でも盛漁期である4月から6月の大型魚のCPU Eが資源動向を解析する上で重要な指標となっております。

しかしながら、下の図にありますように、数量管理が導入された2018年、その翌年の2019年ともに、5月にほぼ配分を消化して、盛漁期の途中で操業が中断となり、漁獲データを十分に得られない状況が続いていました。このため、2020年には1年を3期に分けて管理を行ったものの、4月から6月期、開始直後に大量の水揚げ報告があり、5月にはデータ収集のための追加配分が行われるものの、直後に消化してしまうという状況でした。

こうした漁獲量の総量による管理の下では、先取り競争の弊害により、WC P F Cでの資源評価に用いるデータの精度に対し、WC P F Cから疑義が呈されておりました。漁業法

では I Q 管理が基本とされており、かつお・まぐろ漁業においてもロードマップでは令和 5 年度までに I Q 管理の導入が予定されており、このような状況であったため、令和 2 年 10 月 30 日の水産政策審議会において、資源管理評価に用いる漁獲データの安定的な収集の実現には I Q 管理が有効であるとの提案があり、かつお・まぐろ漁業において速やかに I Q の管理を導入する方向で検討を始めました。

そして、I Q 管理の導入がスムーズに進むよう、資源管理法基本方針において、漁獲割当てによる管理に向けて漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする定め、令和 3 年、2021 年管理年度は試験的 I Q を実施しました。

なお、法令上、令和 3 管理年度のかつお・まぐろ漁業は、漁獲量の総量による管理でございます。試験的 I Q の実験実施結果については、次のページを御覧ください。

総量管理の下での試験的な I Q の管理の実施に当たり、水産庁から一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会及び一般社団法人全日本マグロはえ縄振興協会に対し、各団体が取組の根拠とすべき配分数量を通知いたしました。

下の表を御覧ください。試験的な I Q 管理は令和 3 管理年度の 4 月から 12 月で行われており、1 月から 3 月は従来 of 総量管理で行われています。数値で示した配分数量については、全国近海かつお・まぐろ漁業協会については 477.167 トン、全日本マグロはえ縄振興協会に対しては 11.233 トンを配分しております。

実際の漁獲実績はその右の列を御覧ください。全国近海かつお・まぐろ漁業協会においては 295.529 トン、全日本マグロはえ縄振興協会においては 183.210 トンを漁獲しています。

次のページを御覧ください。

昨年、試験的な I Q を実施し、冒頭に述べましたとおり、本年 1 月よりかつお・まぐろ漁業については公的 I Q 管理に移行しております。漁獲割当割合については船舶ごとに配分し設定しております。漁獲割当割合のうち、70%分については、申請のあった船舶の 2018 年から 2020 年の漁獲実績において案分、30%分については申請のあった船舶の隻数で均等配分としております。漁獲割当割合の有効期は令和 4 年から令和 5 管理年度でございます。

なお、漁獲割当割合の設定においては、いくつかの事項を勘案して設定の基準を定めることとされておりますので、御参考までに記載をさせていただきます。

今ほど申し上げましたとおり、現在設定している漁獲割当割合の有効期限は令和 5 管理

年度となっているため、少し先にはなりますが、令和6管理年度以降の漁獲割当割合の設定について検討を行う必要がございます。令和6管理年度以降のI Qの設定に当たっては、先ほど紹介いたしました漁業者の自主的な取組として、試験的なI Qが行われた2021年の漁獲実績をどのように取り扱うかについて、資源管理基本方針において令和4管理年度中に結論を得ることとされております。

漁獲割当割合の設定基準を策定するに当たっては、漁獲実績を勘案する必要がございますが、2021年の漁獲実績についてはこれまでの総量管理とは異なり、総量管理の下で試験的I Qに取り組んだ者と、そうでない者が混在するという実績となっております。

次のページを御覧ください。

上の図は2018年管理年度から2021年管理年度までの漁獲の実績の推移を各団体ごとに比較をしたものです。試験的I Qを実施した全国近海かつお・まぐろ漁業協会は、2021年管理年度に漁獲量が減少しています。一方、全日本マグロはえ縄振興協会は2021年管理年度において漁獲量が増加しております。

下の図は2018年管理年度から2021年管理年度までの漁獲量階層別の集積分布を表したものでございます。特に、漁獲枠の拡大に伴い、集積分布が年々右に広がっていましたが、2021年管理年度においては、試験的I Qに参加したものにおいては以前より3トン以下のものが増える一方、試験的I Qに参加しなかったものにおいては以前より漁獲量を増加させ、中には50トンを超えたものも存在しているという状況でございます。

このような状況下における令和3年（2021）管理年度の漁獲実績をI Qの設定に用いることについて、委員の皆様のお知見を賜りたいと思います。

以上です。

○木村分科会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見ございましたら、発言お願いいたします。

堀内委員、お願いいたします。

○堀内委員 堀内です。

ここのかつお・まぐろ漁業ですが、いくら総量管理の中とはいえ、全日本マグロはえ縄振興協会の5隻に関しては、3ページにあります2021年度のグラフの実績を反映することは私は大変難しいと思います。

その理由としてですが、もともとかつお・まぐろ漁業に対して増枠を行ったのはデータ取りのためです。この5隻の振興協会の船に関してはデータが上がってきていることは私

は確認しておりません。

また、このかつお・まぐろ漁業に対しての増枠なんですけど、この原資は我々沿岸、沖合の漁業者の留保の枠から配分しております。データを出していただくという理由で配分しているのに、データが示されていない。

そして、昨年度、データ取りと関係ないときに、年末に向けて10月、11月、12月、宮城、岩手、青森、沖合で総量管理を名目として、先ほどもあったように、獲る船では50トン以上漁獲しております。キロ5,000円としても2億5,000万。その間、我々地元の沿岸漁業者は沖合のその操業している様子を見ております。

どうしてデータが取れてないかというのと、昨年度はこの振興協会の5隻、岸壁に船を着けて、そこに運搬用のトラックを横付けしています。市場を通さないで、きちんとしたデータも取らなく、すぐ横付けしたトラックに載せて豊洲に運んでおります。こういう団体に関しては、私としてはなかなか貴重な留保枠の中から拠出したデータのための枠を与えるのはいかがかと思えます。

私としては、令和6年からのI Q管理に関しては、2018年から2020年、この3か年のデータで数量でI Qに反映させるのが妥当だと思っております。

私からは以上です。

○木村分科会長代理 ありがとうございます。

齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 齋藤でございます。

私が言いたいことのほぼ半分ぐらいは、今の御意見の中に入っておりますので、同じような意見になるわけですけども、私の方からは他団体の行いについてはあえてここでは言及いたしません。本件は、今日は報告案件になっておりますので、意見ということで述べさせていただきますけれども。

I Qの導入というのは相当困難を伴う、どんな漁業においてもそういうものだと思っております。今の諮問395号でも、さんまであれ、するめいかであれ、試験的なI Qの導入でさえ様々な意見があって、非常に困難がある。

また、ブリに至ってはこの先相当な困難が予想されると思えます。

そんな中で、くろまぐろはいろんな問題がありながらも、不完全とはいえながらもI Qに入っております。

令和3管理年度は、業界団体の中で試験的なI Qの取組を行ったところでは。I Q管理

に我が国が入る前は、言うまでもなく沿岸であれば各浜のコミュニティーで漁の約束事があって、管理がされていた。沖合漁業であるまぐろ漁業であっても、船団グループの中のルールであったり約束事によって動いているわけです。

我々は、令和4年からの法的な漁業法に基づくI Q管理に先立って、あえてと申しますか、相当な痛みを伴う取組であったんですけれども、試験的I Qに取り組んだわけです。その結果が、我々のグループは全国団体ではありますけれども、中にはいろんなグループがありまして、沖縄は5月、6月ぐらいが漁期である。東北日本では9月から年末にかけての漁期である。今言ったように、令和3年度は総量管理の中で、野放図なという言い方があれかどうか、相当量の漁獲があったために、12月早々、年末を待たずに総量でストップが掛かったということでございます。

そういったことに鑑みれば、これはやはりI Qの令和3管理年度、2021年は正常年、平均年ではない、特異なI Q導入前夜というか、前年の特異な年であったということで、これは考慮すべきでない。結果は堀内委員と同じでございます。

○木村分科会長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見。三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 三浦でございます。

2ページのところで、試験的なI Q期間ということで、令和3年度をこういう形で配分をしたと記載がされています。結果的には漁獲実績はここに出ていますとおり、全国の近海かつお・まぐろ漁業協会が約300トン、全国マグロはえ縄が約180トンとなっておりますが、何故このような形になったのか、水産庁の方に説明して頂きたい。ルールを守らなかったのか、どうしてこういうことが起きたのか、その理由によってこの年は異常年なのかどうなのか検討していくものと思いますので、説明をお願いしたいと思います。

○木村分科会長代理 水産庁、お願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 まず、堀内委員が言われたデータの取れてないというところに関して、私の方からコメントさせていただきます。

この全日本マグロはえ縄振興協会は、漁獲報告はしていないことは報告していて、漁績も提出する、だから言われているのは、5月、6月のデータを取るところが取れていないということを言われたんだというふうに私は理解しています。

今、三浦委員からあった質問なんですけれども、説明の中で2回、3回、繰り返し私は言いましたけれども、2001年、令和3管理年度の法令上の枠組みは総量管理なんです。

総量管理の中で漁業者が自主的に自主的 I Qをやった。自主的に参加しなかったものは引き続き総量管理の枠組みで漁獲を行った結果、その方々の漁獲が伸びた、でこういう結果になったということでございます。

ですので、総量管理の法令の立て付けに関して、それを法令違反をしているということではございません。あくまでも総量管理の枠組みの中で、一部の漁業者は自主的に I Q管理を行い、一部の漁業者は引き続き総量管理の枠組みで漁獲を行ったということでございます。

○木村分科会長代理 ほかにも。

三浦委員、もう一度お願いいたします。

○三浦委員 ということは、自主的にしっかりと I Q管理をやった方たちが、それを守らなかった人たちから不利益を被るような形になっているというふうに見えるんですね。それと、この自主的な I Q管理を実施するに当たっても、しっかりと水産庁も調整に入ったうえでのことと思いますが、どうでしょうか。

○木村分科会長代理 お願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 水産庁としても両団体において自主的な I Qをやってくださいというお願いはした結果、こういうふうになっているということでございます。

○木村分科会長代理 私から一つ質問いいですか。

今、この 1 ページ目のところで配分量というのが書かれていて、近海まぐろの方が 477で、はえ縄の方が 11,233と出ているんですけれども、これは自主的 I Qを水産庁はこういう数字でやってほしいと言って、いわゆる提示したという形でよろしいですか。

○かつお・まぐろ漁業室長 そうですね、2018年から2020年の 4 月から10月の漁獲実績に基づいて、両団体が目安とすべき配分量というものを計算してお示したものです。

○木村分科会長代理 結果としては、全日本はえ縄の方は総量管理だというふうにして理解をして、これには従わなかったということですか。

○かつお・まぐろ漁業室長 そうですね、枠組み全体としては制度上は総量管理だったので、自主的 I Qに従わなかった者いた、自主的 I Qをやった方もいたということです。

○木村分科会長代理 分かりました。今の三浦委員の御質問は多分そういう点なんだろうと思うんですけれども。

ほかにはいかがでしょうか。

川越委員、どうぞ。

○川越特別委員 今のお話を聞いていても、こういうやり方はちょっとまずいんじゃないですか、はっきり言って。こういうものをこういうところに、こういう報告を出されるということは、いわゆる業界が全然同一事例で同一了解した上での実施でやはりこういうデータを出してほしいんです。こういうやり方でこれから先またいろんな魚種のTACの中で自主的な試行だとか何とか言ってやるんですけども、それに賛同するもの、賛同しないもので1年間漁業をやっていくというような、こういうやり方はちょっとまずいんじゃないですか、水産庁としても。そこはきちんとやっぱり同じ条件でやるべきじゃないですか。やっぱりこういうことはこれから先起こると、これからのTAC管理の中でこういうこともありなんだなという前例があると、こういうことになっていくんじゃないですか。きちんとやっぱりそこは同じ条件、同じレベル、同じルールでやるべきじゃないですか。そうせな、この話は何か私らも聞いて全く議論する余地がないですわ、はっきり言って。

○木村分科会長代理 水産庁、コメントをお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 この問題をこの水産政策審議会に出した理由なんですけれども、繰り返しになりますが、2021年の漁獲実績は結果的に試験的IQに取り組んだものとそうでないものが混在した状態です。これを令和6管理年度以降のIQ設定に用いることは問題でないのかどうかについても、正に委員の専門的な知識をお聞きしたいと思ひまして、今回御報告した次第であります。

それから、やはり多くの漁業者はIQ導入を前提にした試験的IQの下で計画的な操業を行っている中で、なぜ続けたということなんですけれども、管理年度途中に何らかの形で試験的IQを見直すことは、かえって漁業者を混乱させてしまうと判断し、試験的なIQの趣旨や継続の必要性について説明を行い、2021年を最後までこういった形で操業を、こういった形を取りました。

○木村分科会長代理 私としても、これはなかなか水産庁にとっても不都合なことと思っ
てはいるんでしょうけれども、それをきちんとつまびらかに明らかにしたという点は高く
評価すべきことだと私は思っていて、これからTAC管理だとかIQ管理、そういったも
のに対する信頼性とかを漁業者の皆様にもきちんと理解していただくということの一つの
大きな事例だろうと思ひますので、水産庁としてもこれからこの事例を考えて、深く検討
していくものだろうと私は思っています。

ほかに委員からございませんでしょうか、御意見は。よろしいでしょうか。

水産庁もよろしいですね。

多数の意見がありました。令和3管理年度のいわゆる漁獲実績の取扱いについては、今、皆様方からいろいろなコメントもありましたし、いろいろなお考えをお持ちだということだと思います。そこで可能であれば、一度水産統計を専門とする先生方に、これがどのようなものになるのかという評価をきちんと科学的にも調べていただくというのも一案ではないかと考えております。

現在、試験的IQを取り組むものと、実はそうではないものが混在する状況でありまして、令和3、2021年の管理年度の漁獲実績をきちんと分析していただくということも、今後の議論の大きな参考になるものと考えておりますので、是非そのようなことを含めて水産庁の方も御検討いただきたいと思っております。

○かつお・まぐろ漁業室長 じゃ、私の方から最後に。

皆さん、貴重な御意見をありがとうございます。それぞれの立場で皆さんのお考えをお聞きするため、まずは今回状況を御報告させていただいた次第です。

おっしゃるとおり、専門の先生に客観的に分析いただくことは、今後の議論を進めていく上で非常に有益なものであると存じます。委員の皆様にも異論がなければそのように進めさせていただきたく存じます。

次回は本件について実質的な議論ができればと存じますが、その際には分析の結果を参考にしつつ、場合によっては水産庁から幾つかの案もお示しできればと考えております。

○木村分科会長代理 それでは、この件についてはこれで終了としまして、続きまして国の留保からの配分及び配分量の融通について、事務局から、水産庁から御説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長から御報告いたします。

資料の6を御覧ください。

国の留保からの配分及び配分量の融通についてでございます。

TACにつきまして、国の留保からの配分、あるいは配分量の融通について、あらかじめルールを決めてお諮りした上で、機械的な形で数字を算出できるものにつきましては、事後報告という形でやらせていただいているところです。今回、前回の資源管理分科会以降、そのような形での留保からの配分ですとか、融通を行ったものについて御報告いたします。

資料の1ページに現行制度の概要ということで、今申し上げた事後報告で対応させていただいているもの、(1)から(6)までございますが、今回御報告するのは、このうち

(1) (2) (3) 及び (6) に該当するものでございます。

次のページを御覧ください。

まず (1)、いわゆる75%ルールに基づく国の留保からの配分ですけれども、まさば及びごまさば太平洋系群について5月と6月の2回、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群について6月の1回、まいわし太平洋系群につきましては5月、6月、8月と、3回このような形で留保からの配分をいたしました。

次のページ、(2)に該当するもの、これは国の留保からの配分について、関係者間で配分量について合意形成があったものです。まあじにつきまして9月に1回、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群について9月に1回、国の留保から配分を行っております。

(3)につきましては、都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で当事者間の合意により数量の融通が行われたものです。まいわし太平洋系群、8月に1回、そしてまいわし対馬暖流系群、8月と9月、それぞれ大中まきと三重県、島根県と大中まき、島根県と石川県というところでの融通が行われております。

最後、4ページですが(6)、こちらはすけとうだら日本海北部系群について、漁獲可能量の未利用分につきまして、漁獲可能量の5%を上限に翌管理年度に繰り越すというもので、5月にこの繰り越しを行っております。

御報告は以上でございます。

○木村分科会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、コメント等ございましたら、御発言をお願いいたします。

井本委員、お願いいたします。

○井本特別委員 ありがとうございます。ちょっとコメントさせていただきたいと思いません。

これまで留保配分とか融通については、ここ3年間で75%ルールの導入や改善、それから関係者合意による留保配分の導入であるとか、関係者間の融通の促進等々、大幅な改善がなされていると理解しております。これまでの水産庁並びに関係県の皆様の御尽力には大変感謝申し上げます。

特に浮魚類、私たちまき網については、浮魚類については年による漁場形成の変化というのが付き物でございますけれども、先ほどからお話にございます海洋環境の変化等々で、

これまで以上に今後も漁場形成の変化というのが大きく変化するのではないかとということが予想されますので、先ほどブリのところでも永田室長の方からお話ございましたけれども、TACの運用に関してはより柔軟な対応をお願いできればと思いますので、この場をお借りしてコメントさせていただきます。ありがとうございます。

○木村分科会長代理 ありがとうございます。

柔軟な運用ということですので、水産庁、よろしく願いいたします。

ほかにコメントございますでしょうか。

ウェブの方はいかがですか。

特になければ、その他に移りたいと思います。

水産庁から何かございますでしょうか。お願いいたします。

○資源管理推進室長 私の方から1点、前回第118回の資源管理分科会において配付いたしました資料の方に、参考情報に一部誤りがございましたので、この場をお借りして訂正させていただきます。

前回の資料3-11として、令和4管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群のTACの設定及び配分についての案という資料を配付させていただきました。その中でごまさば太平洋系群に関する参考情報として、2019年の親魚量が限界管理基準を下回ったことが判明したため、2年以内に資源再建計画を定める必要がある旨の記載がございました。しかし、これ本来削除すべき内容でございました。

詳しく御説明いたしますと、ごまさば太平洋系群につきましては、前回の2020年の資源評価におきましては、2019年の親魚量の推定値が限界管理基準を下回っていました。このため、昨年資料においては再建計画を定める必要がある旨、記載しておりました。しかし、最新の2021年の資源評価におきまして、2019年の親魚量が上方修正されまして、限界管理基準を上回っていたということが判明いたしました。このため、再建計画の策定が必要なくなっておりますので、この再建計画を定める必要がある旨の記述を削除すべきでしたが、残っておりましたので、この場で訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

なお、今後再建計画を定める必要性につきましては、本年の新たな資源評価結果を踏まえて、改めて検討ということになります。大変申し訳ありませんでした。

○木村分科会長代理 ありがとうございます。

高橋委員。本件に関してです。本件に関しては特にはないですね。何かコメントがあると

いうことですね。では、お願いします。

○高橋特別委員 2点ほどお願いしておきたいんですが、まず1点目なんですけれども、オホーツク海の違法カニかご漁船が、これまたたちごっこのような状態で、ウクライナ情勢の後、かなり日本のEEZ内に出没し、かごを設置しており、非常に危険な状態になってきている。

私が聞いている分には、8隻ほどいるということで、今年だったですか、衝突事故を起こしました。ホタテの船と何か運搬船と衝突事故を起こしたような状態にもなっていますし、そういう状態の中でオホーツクの沖底の船体の皆さんが非常に危機感を感じています。

水産庁の取締り船も大分頑張ってやっつけていただいているようですが、どうもその隙を狙ったり、当然IUU漁船なのか、それとも国籍を持った違法漁船なのか分かりませんが、隻数も多くなって危険な状態になっています。一層の取締り業務を決定していただきたいというお願いでございます。

それから、先ほどもありましたけれども、公海さんまのIQを将来導入をしていきたいということであれば、やはりNPFCの場で我が国の漁船だけではなく、外国漁船もIQ制度を導入するような議論をしていただければ非常に有り難いと思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○木村分科会長代理 コメントありがとうございます。水産庁も適時検討をお願いいたします。

ほかには何かございますでしょうか、その他の項目で。

なければ、次回の会合の日程について、事務局からお願いいたします。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会につきましては、11月中旬の開催を予定しておりますが、それまでに何か緊急な必要のための開催となりましたら、また改めて御連絡させていただきます。

以上でございます。

○木村分科会長代理 以上で本日予定しておりました議事は全て終了といたします。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたって議論をしていただきましてありがとうございました。